省　令

○**文部科学省厚生労働省令第四号**

歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第九条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（指定基準） **第二条**　令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。 四　別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。 五～九　（略） （変更の承認又は届出を要する事項） **第四条**　令第十一条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。 2　令第十一条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。）とする。	（指定基準） **第二条**　令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　別表の学科課程を有すること。 四　前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。 五～九　（略） （変更の承認又は届出を要する事項） **第四条**　令第十一条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。 2　令第十一条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。）とする。

別表（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	〃
	人間と生活	五
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	三
	歯・口腔の構造と機能	七
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	七
専門分野	有床義歯技工学	十二
	歯冠修復技工学	十三
	矯正歯科技工学	二
	小児歯科技工学	二
	歯科技工実習	十一
合計		六十二

別表（第二条関係）

学科目	総時間数
外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二二〇
歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学	六〇
有床義歯技工学	四四〇
歯冠修復技工学	四四〇